

不明確な情報に対する注意喚起制度の導入について

平成26年 4月30日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

上場会社について、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれのある情報の報道等がなされ、当該情報が上場会社自身によって適切な方法で開示されていない場合（こうした場合の当該情報を以下、「不明確な情報」という。）には、その事実関係についての適切かつ速やかな情報開示が求められるところであり、また、平成24年度の金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」においては、「上場会社においてより踏み込んだ情報開示が行われるよう検討すべき」との提言が行われています。

当取引所では、これまでもより良い開示慣行の醸成に向けた実務上の取組みを進めていますが、不明確な情報については、当該上場会社において発生の予測や事前の準備が困難であり、結果として適切な情報開示を行うために時間を要してしまうケースや、逆に、速やかな開示を優先し開示内容が不十分となってしまうケースも生じています。

そこで、不明確な情報について適切かつ速やかな情報開示が行われていない場合に、投資者に対して不明確な情報の存在を機動的かつ柔軟に周知するとともに、上場会社に当該情報開示を促すことを目的に、注意喚起制度を導入することとします。

なお、同様の制度である現行の開示注意銘柄制度については、その適用の要件が上場廃止に関連する情報や株価に相当の影響が出ている情報に限定されているなど、必ずしも有効に機能していないと考えられるため、今回導入する注意喚起制度に改めることとします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
○ 注意喚起制度の導入	<ul style="list-style-type: none">当取引所は、上場有価証券又はその発行者等に関し、必要があると認める場合には、投資者に対する注意喚起を行うことができるものとします。必要があると認める場合とは、次の a 又は b に掲げる場合をいうものとします。<ul style="list-style-type: none">a 投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、当該情報の内容が不明確であ	<ul style="list-style-type: none">※注意喚起制度については、売買の停止と同様に、市場運營業務と位置付けた上で、当取引所の業務規程に定めるものとします。・注意喚起は、取引参加者への通知、報道機関への公表及び当取引所のホームページへの掲載等の方法により行います。・注意喚起の対象となった有価証券が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、当

項 目	内 容	備 考
	る場合 b その他上場有価証券又はその発行者等の会社情報に関して、注意を要すると認める事情がある場合	取引所が必要と認めたときに、その信用取引残高を日々公表することができるものとしします。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・平成26年5月を目途に実施します。

以 上